

令和6年第3回太良町議会（定例会第2回）会議録（第3日）						
招集年月日	令和6年6月7日					
招集の場所	太良町議会議場					
開閉会日時 及び宣告	開議	令和6年6月12日	9時30分	議長	江口孝二	
	散会	令和6年6月12日	11時26分	議長	江口孝二	
応（不応） 招議員及び 出席並びに 欠席議員 出席11名 欠席0名	議席 番号	氏 名	出席等 の 別	議席 番号	氏 名	出席等 の 別
	1番	大 鋸 美 里	出	7番	竹 下 泰 信	出
	2番	森 田 政 則	出	8番	田 川 浩	出
	3番	峰 正 雄	出	9番	所 賀 廣	出
	4番	江 口 孝 二	出	10番	川 下 武 則	出
	5番	山 口 一 生	出	11番	坂 口 久 信	出
	6番	待 永 るい子	出			
会議録署名議員	7番	竹下 泰信	8番	田川 浩	9番	所賀 廣
職務のため議場に 出席した者の職氏名	(事務局長) 今 泉 哲 也		(書記) 下 川 慎 二			
地方自治法 第121条に より説明の ため出席 した者の 職 氏 名	町 長	永 淵 孝 幸	環境水道課長	川 崎 和 久		
	副 町 長	每 原 哲 也	農林水産課長	片 山 博 文		
	教 育 長	岡 陽 子	税 務 課 長	羽 鶴 修 一		
	総 務 課 長	津 岡 徳 康	建 設 課 長	安 本 智 樹		
	財 政 課 長	西 村 芳 幸	会 計 管 理 者	森 川 陽 子		
	企画商工課長	萩 原 昭 彦	学 校 教 育 課 長	與 猶 正 弘		
	町民福祉課長	田 崎 哲 次	社 会 教 育 課 長	西 田 一 夫		
	健康増進課長	中 溝 忠 則	太良病院事務長	井 田 光 寛		
議 事 日 程	別紙のとおり					
会議に付した事件	別紙のとおり					
会 議 の 経 過	別紙のとおり					

令和6年6月12日（水）議事日程

開 議（午前9時30分）

日程第1 一般質問

令和6年太良町議会6月定例会一般質問通告書

順番	通告者氏名	質問事項要旨	答弁者
5	1番 大 鋸 美 里	<p>1. 原発関連の防災対策について</p> <p>令和6年5月10日玄海原子力発電所（以下原発）がある玄海町で、高濃度放射性物質いわゆる“核のゴミ”の最終処分場の文献調査を行うと玄海町長が表明した。玄海町の動向に隣接自治体のみならず太良町民からも「核のゴミとは何か?」「大丈夫なのか?」と不安の声と共に原発に関する意識が高まっている。町における原発関連の防災対策等について問う。</p> <p>(1) 玄海原子力発電所の現在の運転状況はどうなっているのか。</p> <p>(2) 高濃度放射性物質いわゆる核のゴミとはどのようなものか。</p> <p>(3) 原発事故の際の太良町の防災対策はどうなっているのか。</p>	町 長
		<p>2. 目に見えない電磁波による健康被害対策について</p> <p>情報化社会において様々な電子機器に囲まれ生活している。</p> <p>この10年で著しく向上した通信技術により、企業や公共施設・学校等における電子機器の普及活用は目覚ましく、今後も更に進展すると考えられる。その反面、日本は世界一の電磁波大国であり、昨今では病院で電磁波過敏症と診断を受ける方もおられ、電磁波による健康被害も実際に起きている状況である。電磁波による健康被害対策について問う。</p>	町 長

順番	通告者氏名	質問事項要旨	答弁者
5	1番 大 鋸 美 里	<p>(1) 電磁波とは何か。</p> <p>(2) 電磁波が身体に及ぼす影響についてどのような症状があるのか。</p> <p>(3) 本町において効果的な電磁波対策はされているのか。</p>	町 長
6	3番 峰 正 雄	<p>1. 有害鳥獣の捕獲後の処理について</p> <p>令和6年3月定例会の中で、イノシシなど有害鳥獣の埋却の負担軽減に対して町で施設を検討しているとの事だったが、現在どうなっているのか、以下について問う。</p> <p>(1) 冷蔵施設か冷凍施設なのか。</p> <p>(2) 施設はどこに作る計画か。</p> <p>(3) どれくらいの規模を考えているか。</p> <p>(4) 施設に持ち込んだ後の処理はどのようにされるのか。</p>	町 長
		<p>2. 町道等の愛路日について</p> <p>太良町は人口減少と高齢化で区内の町道または農道の草払い等が年々問題になってきている。そこで以下について問う。</p> <p>(1) 中山間地域では雑草だけではなく、雑木が茂っている箇所もある。地区の愛路日での活動ではできる範囲を超えている現状である。これについて町としてどう考えておられるのか。</p> <p>(2) 近年は温暖化傾向で雑草等の成長が早く、これまで年2回草払い等を行っていた地区でも、さらにもう1回しないといけない状況である。業者等に委託するなどして区民の負担軽減を図ることはできないか。</p>	町 長

午前9時30分 開議

○議長（江口孝二君）

皆さんおはようございます。

定足数に達しておりますので、議会は成立いたします。

ただいまから本日の会議を開きます。

なお、本日の会議につきましても、国スポ・全障スポへ向けた取組として、サポーターズウェアを着用して行います。

本日の議事をお手元に配付しております議事日程表のとおり進めます。

日程第1 一般質問

○議長（江口孝二君）

日程第1. 一般質問に入ります。

昨日の本会議2日目に引き続き一般質問を行います。

5番通告者、大鋸議員、質問を許可します。

○1番（大鋸美里君）

おはようございます。

議長の許可が下りましたので、通告に従い質問を始めていきます。

雨上がりの空に虹が出ると、ぱっと心が晴れたように感じます。虹は人の目で見ることのできる光、いわゆる可視光線と呼ばれるものです。7色の順番は決まっていて、赤、ダイダイ、黄色、緑、青、藍、紫の順です。赤より外側——見えない部分——を赤外線、紫より外側を紫外線といいます。本日は、目に見えない光である電気について、2つの質問を行っていきます。

まず、1問目の原発関連の防災対策についてです。

令和6年5月12日、玄海原子力発電所——以下、原発——がある玄海町で高濃度放射性物質、いわゆる核のごみの最終処分場の文献調査を行うと玄海町長が表明しました。玄海町の動向に、隣接自治体のみならず太良町民からも、核のごみとは何か、大丈夫なのかという不安の声とともに、原発に関する意識が高まっているのも事実です。町における原発関連の防災対策について問います。

1番目、玄海原子力発電所の現在の運転状況はどうなっているのか。

2番目、高濃度放射性物質、いわゆる核のごみとはどのようなものなのか。

3番目、原発事故の際の太良町の防災対策はどうなっているのか。

○町長（永淵孝幸君）

大鋸議員の1点目、原発関連の防災対策についてお答えします。

1番目の玄海原子力発電所の現在の運転状況はどうなっているのかについてであります。本年6月4日現在での九州電力のホームページ情報では、発電機の1号機、2号機は運転終了、3号機は稼働中で、121.1万キロワット発電中、4号機は調整運転中で、35.6キロワッ

ト発電中であります。

なお、5月27日、4号機の定期検査中に給水ポンプ2台のうち1台が起動しなかったが、部品交換により復旧したとの報告を受けております。

2番目の高濃度放射性物質、いわゆる核のごみとはどのようなものかについてであります。原子力発電所の原子炉から取り出された使用済み核燃料などを指すものと認識しております。

3番目の原発事故の際の太良町の防災対策はどうなっているのかについてであります。玄海原子力発電所で災害が発生した場合、太良町は半径30キロ圏外となっているため、緊急防護措置を準備する区域ではありません。対応としては、災害対策連絡室を設置し、情報収集や関係機関との連絡調整を行います。また、伊万里市と締結している原子力災害時における住民の広域避難に関する覚書に基づき、伊万里市大坪地区の避難者を太良町に収容する準備を開始します。さらに、庁舎内にある放射線量測定装置を起動させ、放射線量のモニタリングを行います。

以上でございます。

○1番（大鋸美里君）

現在、玄海原発の発電機は、1号機、2号機は運転を終了し、3号機が稼働中、あと4号機は定期検査中ということで認識しております。

原発ではどのような仕組みで電気が作られているのかを教えてください。

○総務課長（津岡徳康君）

お答えいたします。

原子炉の中でウランが核分裂をするときに起こる熱で水を沸騰させて、その蒸気でタービンを回して、そのタービンが発電するというような仕組みだと認識しております。

以上でございます。

○1番（大鋸美里君）

核分裂をするときにおける熱でそれを沸騰させて、それを回して電気を発電し、それを送電していくということで認識しました。

電気の現在の需要量及び供給量とはどのくらいになるのでしょうか。

○総務課長（津岡徳康君）

お答えいたします。

エリアを九州で見ますと、本年5月31日現在で、使用量が940万キロワットでございます。供給量は約1,100万キロワットと九州電力のホームページに書いてございました。

以上でございます。

○1番（大鋸美里君）

玄海原発のほうで、九州エリアのほうで使用される電力量ということでした。

昨今、新聞等で電気料が高騰するということになってるんですが、この理由についてはどういったものが挙げられるのでしょうか。

○総務課長（津岡徳康君）

お答えいたします。

電気代の高騰につきましては、本年7月に政府による電気代、ガス代の補助政策が終了するというアナウンスがっております。そのほかにも原因はあると思えますけれども、主な高騰の原因はこのあたりにあるのではないかとというふうに分析をしているところでございます。

以上でございます。

○1番（大鋸美里君）

新聞等々では、九州電力圏内で46%ほどアップするというふうなことが出ておりました。実質は1.5倍ほどになるのではないかとというふうにも言われております。これから冷房等が必要な時期に差しかかっておりますので、私たちの生活にはすごく大きい打撃であると予測されますし、節電等の意識も今後高まっていくというふうになっていきます。

今回、原発のお話なので、何かあったときの非常用電源というところでは、庁舎のほうではどうなっているのでしょうか。

○総務課長（津岡徳康君）

お答えいたします。

役場の非常用電源につきましては、庁舎の西側に一括受電室という小屋があります。その中に発電機を置いています。それと、庁舎の屋上にも発電機を置いております。停電すると自動的に起動するようになっております。それが起動しますと、庁舎の非常灯がつくようになっております。それと、2階の大会議室が災害対策本部になりますので、そこには通電をすることになります。それと、屋上の発電機は防災無線につながっておるというようなことで対応してるところでございます。

以上でございます。

○1番（大鋸美里君）

庁舎のほうはそういうふうに対策がなされているということです。

停電の際、福島原発のほうで事故があったときは非常用電源がうまく作動しなかったという、原発そのものが燃料を冷却できなかったという経緯から、玄海原発でも災害の対策として外部の非常用電源を設置されているということで、昨年、私も視察のほうで確認したところでした。それを使うことによって、早期の電気を起こすということにつながっていくというふうに認識しております。

次に、今、話題になっている原発から出る高濃度放射性物質、いわゆる核のごみについてですが、言われたように使用済み核燃料は原子力発電に伴って発生する放射能を出すもので

あり、そして廃棄物のうち放射能のレベルが最も高い部類になるというふうに言われております。

原発の使用済み燃料と使えるものを取り出す際に残る廃液を溶かしたガラスとを混ぜ合わせて固められたものがガラス固化体と言われるそうです。これが核のごみと言われるそうですね。それがおよそ40センチぐらいの大きさで、高さが1.3メートルの筒状で、重さは500キロほどあるということです。このくらいですかね。それが、今年3月現在では青森と茨城県に合わせて2,530体が保管されているということです。このガラス固化体として作られた直後は、表面の温度は200度以上あるということで、放射線量は1時間当たり1,500シーベルトだそうです。人が防護なしに近づけば十数秒で死に至る、極めて高いレベルだそうです。このため、まず30年から50年ほど地上の施設で貯蔵されて、放射線量が減衰するのを待つ。放射線量は50年後には10分の1になり、およそ20センチの金属の容器で密封をさらにすると、容器の表面は2.7ミリシーベルトにかなり下がるというふうに言われてます。

核のごみのこの放射能が自然になるのが、いわゆる10万年後——これはよく言われていると思うんですが——だそうです。1シーベルトでは吐き気を感じると、2から5シーベルトで頭髪が抜けると、3シーベルトを超えると30日以内に50%の人が亡くなると言われる、放射能というのはすごく危険なものという認識があるのは、こういったところからだと思っております。こういったものがあるものが、核のごみといわれる、先ほど答弁のほうで言われた取り出された使用済み燃料ということになります。

これは、今どうなっているかということも含めて、玄海町で、私も行ったりしてきたんですが、ドキュメンタリー映画が上映されました。「地球で最も安全な場所を探して」という上映会があったんですね。核のごみをどこに捨てるのかとして、原発推進の科学者と反原発の映画監督が世界一安全な場所を探す旅のお話でした。その中で、原発はトイレのない家として表現されておりました。ふだん家を造るときは必ずトイレがあるんですが、家を造った際にトイレがなかったというふうな、そういった表現です。この60年間、原発ができて、原発で不要になった廃棄物の行き先がないというのが、日本だけではなく世界の現状です。核のごみのトイレとなる最終処分場には、日本中の原発から、先ほど言ったガラス固化体にされた核のごみが集まってくると。約4万本になるのではないかと言われてます。これは、広島原爆の数十本分が集められるということですね。

今、文献調査というものが行われようとしてるんですが、これはどういったものなのかを教えてください。

○総務課長（津岡徳康君）

お答えいたします。

文献調査につきましては、その最終処分地域の候補地を選定するに当たって、そこが文献とか自然の状況とかに基づいて、候補地として適しているのかどうかというのを調査する

第1段階目の調査だというふうには認識しております。

少しうろ覚えですので、間違っていたら申し訳ございません。

○1番（大鋸美里君）

文献調査の後にあと2つほど過程があるのですが、それはどういった過程になるのでしょうか。

○総務課長（津岡徳康君）

お答えいたします。

文献調査の次が、第2段階目で概要調査というのがあるそうでございます。そして、第3段階目が精密調査ということになると思います。だんだんと調査の内容が精密化していくというような調査だというふうには認識をしております。

以上でございます。

○1番（大鋸美里君）

今言われたように、文献調査では地質の活動状況を調べ、次にはボーリングなどの状況を実際に調べるというところですね。その後、また精密調査を行っていくという段階になっていくそうです。

最終的にどういった処分方法をなされるかということなのですが、これはどんなふうに分されるのでしょうか。

○総務課長（津岡徳康君）

お答えいたします。

詳細は承知いたしておりません。

以上でございます。

○1番（大鋸美里君）

2000年にできた最終処分法では、地下300メートルより深くに処分場を設けると。核のごみの放射能レベルが自然界のレベルに下がるまで、数万年にわたって閉じ込める処分方法を定めているということです。

ドイツでは先行してなされているんですが、ドイツでは地下750メートルの鉱山跡に廃棄された低、中レベルの核の廃棄物の処分場があります。でも、そこが地下水の流入で崩壊寸前になっているということです。そうなると、核廃棄物が地下に溶け出して地上にもたらされれば、本当に危険な状況であると、危機的な状況ということで、現在は処分場の閉鎖を行い、投棄された核廃棄物の回収が難航しているという状況だそうです。

日本では、地震や自然災害が昨今では頻発する状況になっております。ですので、地下埋設の最終処分方法が安全と言えるのかという、そういった疑問の声が大きく上がっているという現状もあります。資源エネルギー庁の科学的特性マップでは、玄海町は地下に鉱物資源があり、あまり適さない地域になっているという事実もあります。しかしながら、今回、文

献調査ということになってますので、そういった地下を文献を基に調べていくという流れになっている現状です。

ここで、玄海町には交付金が20億円あるということになってますが、その財源ですが、これは電源立地地域対策交付金というのがあって、電力会社に課せられている電源開発促進税というものだそうです。この税は、電気料金に上乗せする形で全国民から徴収されるということですので、もちろん太良町民の方々、私も含めてこの税を支払うということになるということですので。そういった背景も含めて、今回のその文献調査の受入れを表明されるというところで、多くの近隣住民をはじめ何とか止めたいという方々に、私自身、会ってまいりました。高濃度放射性物質の危険性だったり子供たちの未来を考えたときに、本当にこのまま受け入れるような形にしているのかということ、今回の、県を通しての方もいらっしゃいましたし、もう何十年という活動をされてる方々、そして玄海町の中では原発ができる当初からそういったことに声を上げて活動されているという、なかなか心理的な葛藤が多い、判断がつきにくいものを皆さんで持ち合って、今後の子供たちの未来を考えたときに、国が言うように、核のごみをどうしていくのかということを実際に考えるという、そういった時期にも来ているのではないかというふうにもひとつ考えたところです。

そういった文献調査の流れというのが今現状あっております。既にもうNUMOが入って文献調査を始めるということが行われておりますので、どのようなふうにしてなっていくかということをしつかりと知り、何かあれば情報を集めていくということも必要なかと思っております。

次に、災害時のことについてですが、災害時の放射線の基準についてはどのようになっているのでしょうか。

○総務課長（津岡徳康君）

お答えいたします。

県のほうから原子力防災の手引という冊子が発行されておまして、これは町内全戸に配布をさせていただいておるものでございます。その中で、災害における避難のタイミングというものがありますけれども、避難の判断の基準といたしましては、毎時20マイクロシーベルトを超える地域は、1週間以内に避難をすべきですと。毎時500マイクロシーベルトを超える地域は、1日以内に避難をすべきだというふうな表記がされてるところでございます。

以上でございます。

○1番（大鋸美里君）

今、課長が言われましたように、この防災の手引、これは原子力の防災の手引ですので、通常の災害とはまた別で作ってあるものですね。県が作ったものです。この中に、今言われたように避難の基準という数値が書いてあります。目に見えないものですので、どういった影響が出るかということが想像ができてにくいものでもありますので、放射能といたら

内部被曝そして外部被曝というのがあると思うのですが、これはどういったことなのでしょう
うか。

○総務課長（津岡徳康君）

お答えいたします。

内部被曝というのは、放射性物質を体内に取り込んでしまって、体内から被曝をしてしま
うこと、外部被曝というのは、外側からの放射線を浴びて被曝してしまうというような区別
があるというふうに認識をしてるところでございます。

以上でございます。

○1番（大鋸美里君）

今言われたように、外側からと、内側というのは食べ物についたもの、放射性物質がつい
たものを食べて、そして体の中でその放射性物質がずっとその場に居続けることによって中
から被曝を負うという、この2タイプがあります。こういった放射性物質が人体に及ぼす影
響については、どのようなものがあるのでしょうか。

○総務課長（津岡徳康君）

お答えいたします。

放射性物質が人体に及ぼす影響についてでございますけれども、初期の頃は全身の脱力や
吐き気などですけれども、どんどんひどくなって行って、嘔吐、脱毛、口内炎、造血障害、
消化管の粘膜損傷、脳機能障害などが引き起こされるというふうに、そういうような情報が
書かれているところがございます。

以上でございます。

○1番（大鋸美里君）

今言われたような症状、あと放射性物質は特に人間の染色体を壊す作用があると言われて
ます。ですから、細胞自身を破壊していくというところで、がんや奇形、心臓疾患等が起こ
りやすくなるということです。内部被曝では、体の中で、先ほど言ったように放射能の影響
を受け続けるということになりますから、ですから身体に触れないようにするだけではなく、
体の中に入れてないようにすることが重要になると言われてます。

汚染された食品を食べることで内部被曝を起こすために、福島原発があった後は、野菜類
やキノコ類、特に牛乳などは汚染しやすいと言われておりますので、そういった食品をモニ
タリングしたりということが、今現在も行われているという状況です。九州は離れてますの
で、なかなかそういった情報が入りにくいのですが、こういったことに意識を向けてるお母
さんたちから私も質問を受けたりしますので、原発事故から十数年たっておりますが、こ
ういった影響というのは、いまだに続いているという現状です。特に学校給食などでは、関東、
東北のほうではまだモニタリングをされているという状況です。

あとは、特に子供たちは一番影響を受けやすいと言われてますので、そういったことで、

今回もお母さんたちが原発の核のごみ来るのではないかとすごく不安なおことをおっしゃられておりますし、それも含めて、事故があったとき、ないということはまず言えませんので、何かしらあったときの対策が必要になってくると思いますので、対策についてお伺いしたいと思っております。

当初の答弁で、一応、太良町は半径30キロ圏外となっているということでしたが、具体的な訓練や周知などはあるのでしょうか。

○総務課長（津岡徳康君）

お答えいたします。

具体的な訓練や周知についてでございますけれども、具体的な訓練といたしましては、町長の答弁でもありましたように伊万里市との協定がございます。4市2町でやっております。伊万里、武雄、嬉野、鹿島、有田、太良です。このときに、原子力災害時における住民の広域避難に関する取決めというものがございます。その中で、避難元が伊万里市になります。避難先がその他の市町になるものでございますが、毎年その関係市町で寄って協議を行っているところでございます。その中で、避難先自治体というのが輪番制になっております。今年度は伊万里市から鹿島市への避難訓練が行われる予定になっております。

周知につきましては、輪番自治体が地元において各種媒体を使って広報されていると承知をいたしているところでございます。

以上でございます。

○1番（大鋸美里君）

伊万里のほうからの受入れがあると思っております。太良町については、特に避難をするという想定はなされていないということで認識しました。

避難を受け入れることになると思うのですが、こういった形で受け入れるのかというのと、何人ほどがこちらに来られ、こういった場所に避難所として入られるのかを教えてください。

○総務課長（津岡徳康君）

お答えいたします。

協定に基づいての内容でございますけれども、太良町は伊万里市の大坪地区の住民の方々を受け入れることとなります。大坪地区の住民さんは7,000人を超えます。そういったことで、太良町の町民に匹敵する数が対象住民となります。全員が太良町に避難されるということになるかどうかは分からないのですが、一応、計画ではそうなっております。

その中で、受入れの施設ですけれども、自然休養村管理センターやB & G体育館、しおさい館や町民体育センター、大浦公民館、それでも足りなければ、規模の大きい地区の公民館をお借りするということとなります。対象地区の住民さんが7,000人を超えますので、たくさんの方が来られますと、そこでも容量が足りないということになりますと、当然もっと広

域的な視点で、県からの指揮を受けて避難民の分配がされるのではないかというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○1番（大鋸美里君）

今言われたように、7,000人以上の方々が太良町に避難として来られるかもしれないということが想定としてなされているという状況でした。その中で、訓練等も行っていくということで認識をしました。

しかしながら、受け入れるといっても、太良町自身も何かしらで被災をする可能性もあるのではないかと思います。そういった場合は、避難所が使えない場合などは何か想定をされているのでしょうか。

○総務課長（津岡徳康君）

お答えいたします。

少し先ほどの答弁と重なりますけれども、容量不足と同じ状況だというふうに考えております。したがって、太良町の避難所が何らかの理由で使えないということになりましたら、伊万里市また佐賀県と協議をいたしまして、ほかの町や県外とかそういったところで、より広域的な視点で避難所を確保する必要があると思いますので、上の国とか県に指導を仰いで、指揮を受けて動くことになるのではないかというふうに予想をするところでございます。

以上でございます。

○1番（大鋸美里君）

ほかの対応を取っていくというところになるということで認識しました。

太良町民が、今、車で自由に移動できますし、全国に原発はあるわけなので、外出先で被災をする可能性も十分にあり得るのではないかと思います。こういった場合に、放射能から身を守るためにはどういったことをするのがよいのでしょうか。

○総務課長（津岡徳康君）

お答えいたします。

万一、原子力発電所の災害に遭遇した場合でございますけれども、第1段階といたしましては、速やかに屋内に避難することが大事でございます。極力、放射性物質を体につけないということが大事であると思います。そのため、ドアや窓を閉めて屋内退避をする、屋内退避から移動が必要ということになると、極力マスクやフードを被って肌の露出を減らすということが大事でございます。さらに、自動車で移動することがいいのではないかと。徒歩とかでは浴びてしまいますので、なるべく自動車でということになります。それと、放射性物質の中には、取り込んだことで甲状腺がんになる可能性が高い物質が含まれていると言われておりますので、原子力発電所の30キロ圏内には安定ヨウ素剤が常備されておりますので、その安定ヨウ素剤を受け取る必要があるというふうに認識をしております。

以上でございます。

○1番（大鋸美里君）

今、外部被曝と内部被曝から身を守る必要がありますので、言われたように肌の露出は避けることになってくると思いますので、家の中に入ったり車の中に入るとか、とにかく触れないということになってくると思います。あとは、雨が降ると、それには触れないようにするという事になってくる。あと、先ほど言われた安定ヨウ素剤が出てきたんですが、これは被災した際でも、こちらに戻ってきてからなどももらうことはできるのでしょうか。

○総務課長（津岡徳康君）

お答えいたします。

避難をして、例えば太良町に戻ってきてから安定ヨウ素剤を受け取れるかということですが、手配はできると思いますけれども、そうなる前に、事前に受け取っていただいて飲んでいただくほうがいいのではないかとこのように思っております。もし避難をする場合は、例えば途中途中に放射能物質が体についてないかを検査する場所が複数設置されます。そこで放射性物質がついてないかどうかの検査をしていただくわけですが、そこでパスした上で帰宅していただくというのが一番最善でございます。そうでないと、おうちに帰ってから家族の方に放射性物質をつけてしまう可能性がありますので、事故が起こったら、そういった待避所を探していただいて、そこでまず放射性物質がついてないかの確認をしていただくということが大事だと思います。当然、その場所では安定ヨウ素剤の配布が行われているというふうにアナウンスされているところでございますので、そういった対応をしていただければと思います。

詳しくは、各戸配布しております原子力防災の手引、この中に配置先なども書かれていますので、一度御確認いただければというふうに思っているところでございます。

以上でございます。

○1番（大鋸美里君）

今言われたように、ヨウ素剤については避難する前に各箇所を受け取って早めに内服することのほうが、体の影響を及ぼす前にしっかりと対処するということが重要だということで認識させていただきました。そういった知識を事前に持つておくことで、一人一人が自分の身を守る、そして家族の身も守るということにつながるかと思えます。

福島原発の際は、そういった情報をなかなか取れなかった方もいたり、いろんな情報が錯綜したという現状もあると聞いておりますし、あとは風の流れによって放射性物質がどこに行くかということで、回避する場所を選択的に選ばなければいけないということもあったということですので、情報を各自が取って自分の身を守っていくという、もちろん自治体の指示に従いながらということになるのですが、そういった情報もあるということを知らない限りは取りに行けないですので、そういったことを、事前にこういった避難がどのようにして

なされていくかということ、地域が離れているから知らなくていいわけではなくて、どこに行っても、何かしら自分がその場に遭うかもしれないと思って日々、生活をするというのも、一つ防災の活動につながっていくと思っております。ですので、今回このような形で質問をさせていただきました。

災害に遭った方は、必ず、まさかここでという言葉が発するそうです。予期せぬ出来事であるとともに、命最優先の行動が本当に求められるものです。目に見えない放射能の脅威から身を守るためには、情報を知っておくことで被害を最小限に防ぐ、そして先ほど言われました原子力の防災手引、これは毎年配布されているということですが、太良町のホームページやLINEからも閲覧は可能なのでしょうか。

○総務課長（津岡徳康君）

お答えいたします。

原子力防災の手引につきましては、県のホームページに掲載されております。

以上でございます。

○1番（大鋸美里君）

ということで、ぜひこれは町から配布されておりますので、いま一度見て、何かあるときのための情報ですので、事前に知っておくということを一人一人が心がけていくということが大事だと認識しております。

次に、質問を移ります。

質問2は、生活の中にある電気のごみと言われる目に見えない電磁波による健康被害対策についてです。

情報化社会において、私たちは様々な電気機器に囲まれて生活をしております。この10年で著しく向上した通信技術により、企業や公共施設、学校等における電子機器の普及、活用は目覚ましく、今後もさらに進展するものです。その反面、日本は世界一の電磁波大国であり、昨今では病院で電磁波過敏症と診断を受けられる方もおられ、電磁波による健康被害も実際に起きている状況です。

電磁波による健康被害対策について問います。

- 1、電磁波とは何か。
- 2、電磁波が体に及ぼす影響について、どのような症状があるのか。
- 3、本町において効果的な電磁波対策はされているのか。

○町長（永淵孝幸君）

大鋸議員の2点目、目に見えない電磁波による健康被害対策についてお答えします。

1番目の電磁波とは何かについてではありますが、一般的には、電磁波はもともと自然界に存在するもので、太陽の光や赤外線、私たちの身の回りにあるテレビ、ラジオ、携帯電話などから発生している電波もその一種であると認識をいたしております。

2番目の電磁波が身体に及ぼす影響について、どのような症状があるのかについてであります。世界保健機関WHOによると、非常に低いレベルの電磁波でも、これを浴びると、頭痛、目まい、吐き気、皮膚がひりひりするなどの症状が出る電磁過敏症の人がいると言われております。しかし、世界保健機関WHOは、症状を訴える人がいることは認めておりますが、医学的診断基準はないこと、また症状の発生が電磁波を帯びたことと関連する科学的根拠がないことから、生活環境、ストレス、電磁波の健康影響を恐れる気持ちによるものではないかと報告がされております。

3番目の本町において効果的な電磁波対策はされているのかについてであります。町では特段の対策は行っておりません。

以上でございます。

○1番（大鋸美里君）

電磁波について、電磁波とは何かというところで、先ほど言われたように、私たちの周りにはたくさんの電気、太陽光もそうです、電気の一つです。

電化製品を使うときに、電磁波にはいろいろ種類があるのですが、コンセントをばっと入れて発生するのが電場といわれるもの、そしてスイッチを入れて発生するのが磁場というふうに言われております。この電場や磁場ですが、特に電場においては、日本やスウェーデン、ドイツの電場の安全基準というのがあると思うんですが、それはどのくらいでしょうか。

○健康増進課長（中溝忠則君）

お答えいたします。

一般社団法人日本電磁波協会によれば、電場、磁場、電波に関する安全基準値は、日本、スウェーデン、ドイツなどの国々でそれぞれ異なる方法で定められております。また、日本では、総務省が定める電波の安全性に関する基準、電波防護指針が作成されております。これは、電波法令における電波の強さなどに関する安全基準として定められており、国際的なガイドラインとの同等性が担保されております。

なお、総務省では、長年の調査結果を反映した安全基準を維持し、電波の安全性に関する研究や周知、啓発活動も併せて行っているところであります。

以上でございます。

○1番（大鋸美里君）

日本においては、ほかのスウェーデンなどは、値は2.5ミリガウス、あとドイツで1ミリガウス、日本においては、差し込むという電気については規制がないので、ただ高压電線等については1,000ミリガウスということで設定をされています。日本には数値がないという現状です。

次に、電場と同じような高周波と呼ばれるものがあるんですが、これは何でしょうか。

○健康増進課長（中溝忠則君）

お答えいたします。

高周波は電磁波の一種であり、一般的に30メガヘルツ以上の周波数を指したものであります。

以上でございます。

○1番（大鋸美里君）

今言われたように、通常の高周波は4Gと5Gがあるのですが、今4Gから5Gに変わっているのですが、5Gになると4Gの100倍もの通信速度になると言われております。そして、それは体の深部にまで届くエネルギーとも言われてます。よく言われるのは電子レンジですね。電子レンジは4Gのエネルギーを使ったようなものと言われてますので、まだそこまでの周波数が上がってないので大丈夫なんですけど、最終的には電子レンジの波がずっといろんなところに飛ぶというような状況になるというふうに言われてますので、これを受けて、諸外国では5Gの導入を中止したりされているという現状があります。あとは、コロナワクチンに含まれる酸化グラフェンがこの高周波に反応し、健康被害を起こし得るとも言われておりますので、健康に関する不安な声が上がっておりますので、最近ではこの電磁波を測定するという方々が結構増えているということです。

この電磁波を測定する方がいらっしゃるんですが、電磁波測定士とはどんなことをされるのでしょうか。

○健康増進課長（中溝忠則君）

お答えいたします。

電磁波測定士につきましては、家庭内で発生する電気の副作用である極低周波電磁波の測定を行い、必要に応じた確かなアドバイスや対策を講じるライフプランニングのコンサルタントであるということで認識をいたしているところでございます。

以上でございます。

○1番（大鋸美里君）

電磁波をずっと測る方ということになります。電磁波っていろんなところにありますので、コンセントだったり、今こうやって機械があると、これからも電気を発していると。それを数値で測ることができますので、例えばパソコンなどは、電源が入って使っている状態であれば、コンセントがつながっていれば300から600ミリガウスが表示されると。通常は、コンセントを外したらそれがゼロになったり、そういったものを目視できるんですね。それをずっと測っていかれる方です。

それをなぜ行うかというんですが、私たちの体は電気で動いてますので、ここにたまっていくという性質があります。それは、帯電と呼ばれて、静電気なんですけど、静電気は電気が高いところから低いところに流れるときに起こる現象、皆さんも痛みを発したことがあるとは思いますが、そういった状況で、私たちがパソコンなりを触っていると、その電気がこ

ちらの体のほうに移っていくという現象が起きます。そういったものが身体に影響を及ぼすと。答弁でもありましたように頭痛や目まい、吐き気、皮膚がヒリヒリするなどというようなそういった症状が起こると言われています。

電磁波過敏症がそういった症状があるのですが、これはWHOの前事務局長の小児科医であるブルトランド氏が、自らが電磁波過敏症であったということを2005年に公表されて、それ以降、広く知られるようになった背景があります。これは、電磁波は私たちの自律神経にすごく影響を与えるとされていますので、こういったものにおいて身体を守っていく、電気を体に受けないようにするという環境がヨーロッパなどではもう確立されている状況ですので、ですから最初に申し上げたように数値がゼロに近い。でも、日本ではそういった決まりがありませんので、アースを取らない限りは電気が流れっ放しということになっていきます。

これで、何が皆さん気になってるかというと、子育て中のお母さんたちは、子供への影響についてすごく心配をされています。子供は、成長発達段階でいろんな影響を受けやすいものですので、電磁波から身を守るということをするために、そういった電磁波測定士さんを家に呼んで測定をするということをされています。実際にコンセントを差し込んで、差し込みの向きによって数値が10分の1、10倍に減ったり増えたりするものもありますので、それを知ることによって、もちろんもの自体も早く損傷しないように使えたり、節電にもなりますし、そういったものの対策を教えてくださいませんか。そういったことをお医者さんも発信をされておまして、特にスマホの電磁波を30秒浴びると脳の血流が大きく低下するということが神戸の先生はおっしゃっておりますし、今やひきこもりや不登校の70%の子供たちの脳に血流の低下が認められているということも言われています。

脳は読書や音読、文字を書く、対話するときに血流がよくなるんですが、その部分が強く影響を受けているということも分かっていますので、何らかの対応をすることによって子供たちの成長を守ることが大事になってくるのではないかというふうに言われています。

効果的な電磁波対策についてですが、どのようなことが挙げられるでしょうか。

○健康増進課長（中溝忠則君）

お答えいたします。

効果的な電磁波対策という御質問だというふうに理解いたしております。

電場や磁場の強い場所や物には様々あります。電場の強い場所としては、高電圧の送電線や変電所、電子機器などがあります。これらの場所や物は、電気を扱う際に発生する電場が強くなるため、注意が必要です。また、電場の強い場所や物としては、MRI装置や大型モーター、スピーカー、磁石などがあります。

以上でございます。

○1番（大鋸美里君）

今言われたように、いろんな電場が高い場所がありますので、そういったところを回避するということが必要になっていきます。よく新幹線など、飛行機なども、窓側がすごく電場が強いというふうに言われてますので、そういった体調の変化を表しやすい人は、真ん中の席に座ったりすることがよいのではないかと。あと、新幹線のグリーン席では電磁波対策をされておりますので、フリーな空間で快適に過ごせるというのが理由の一つになっております。車も以前は電場が強いものもあったようですが、最近はその辺も改良されているということです。あと、電磁波を言うときに、よく皆さん、ブルーライトも気にされてるという方がいますので、目に与えるエネルギー、光、それもすごく刺激になりますので、カットするような眼鏡やフィルムというものをしたほうが良いというふうなことも言われております。

町長の答弁では、今の段階では対策を行っていないということだったんですが、電磁波測定士さんに聞くと、いろんな対策方法は取ることができるのではないかと私自身は思っております。例えば、高周波においては、通常の節電対策にもなると思うんですが、使わないときは切るといふ、これはシンプルにはなるんですが、です。W i - F i などそういったもの、仕事中は大事ですが、しないときは切るとか、特に小・中学校では、埼玉県の場合は令和2年から、日中の使わないときはW i - F i をオフして子供たちの健康を守るというような対策もされているということです。あとは、電子機器を近くに置かない、ポケットに入れっ放しにしないなど、よく胸に入れたりされてる方もいらっしゃいますし、そういったものを避けるなど、今までは回線がそこまでなかったんですが、今から上がってくるので、よりその影響を受けやすいということもひとつ頭に入れて、何らかの自分の身を守ることもやっていく必要があると思います。

今後、そういった対策を含めて電磁波の測定などを行うということは、検討は可能でしょうか。

○健康増進課長（中溝忠則君）

お答えいたします。

町長の答弁にもございましたように、現段階では測定は考えておりません。

以上でございます。

○1番（大鋸美里君）

健康面について、健康管理、町は皆さんの健康の増進等を育む、促進していく場でもあると思いますので、今、電磁波というものは歴史上最大の公害ではないかというふうにも言われております。目に見えないからこそ、どういった性質があるのかを知って対策を講じていく、そして電気というものが有限にあるものではなくて、きちんと一人一人が基本に立ち返り、電気を切ったり、そういったことをしていくということが、この電磁波対策にもつながっていくというふうに認識しております。

時間が押してしまい、かなりはしょってしまいましたので、また情報についてはいろんな

ところで発信を私自身もさせていただきたいと思います。

これで質問を終わらせていただきます。

○議長（江口孝二君）

これで5番通告者の質問が終わりました。

暫時休憩します。

午前10時30分 休憩

午前10時44分 再開

○議長（江口孝二君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

6番通告者、峰議員、質問を許可します。

○3番（峰 正雄君）

皆さんおはようございます。

議長の許可を得ましたので、通告に従い質問をいたします。

今回、2点ほど質問をいたします。

まず1点目が、有害鳥獣の捕獲後の処理について質問をいたします。2点目が、町道などの愛路日について、2点質問をいたします。

まず1点目、有害鳥獣の捕獲後の処理について、4点質問をいたします。

令和6年3月の定例会の中で、イノシシなどの有害鳥獣の埋却の負担軽減について、町で施設を検討しているとのことでありました。現在どうなっているのか、以下について質問をいたします。

まず1点目、冷蔵施設なのか冷凍施設なのか。

2点目、施設はどこに造る計画か。

3点目、どれくらいの規模を考えているか。

4点目、施設に持ち込んだ後の処理はどのようにされるのか。

以上、4点質問いたします。

○町長（永淵孝幸君）

峰議員の1点目、有害鳥獣の捕獲後の処理についてお答えします。

1番目の冷蔵施設か冷凍施設なのかについてであります。イノシシなどの個体を凍結して腐敗を防ぐため、冷凍施設で検討をいたしております。

2番目の施設はどこに造る計画かについてであります。現在、数か所の候補地で検討を進めております。

3番目のどれくらいの規模を考えているかについてであります。縦約3.7メートル、奥行き1.8メートル、高さ2.7メートル程度の冷凍庫で、50キログラムの成獣イノシシが約13頭入る鉄缶が2個入る規模で考えております。

4番目の施設に持ち込んだ後の処理はどのようにされるのかについてであります。産業廃棄物業者に委託し、処分場まで運搬していただき、焼却での処理を想定しております。

なお、先ほど申しました場所や管理、運営面並びに費用などの検証のほか、イノシシを資源として有効活用するための解体処理後の販売など含めて、総合的に現在検討を行っているところでございます。

以上でございます。

○3番（峰 正雄君）

イノシシ等の個体を凍結して腐敗を防ぐため、冷凍施設で検討しているとのことでありましたけど、これは冷蔵施設でも腐敗は進まないのじゃないかなと思いますけど、その点はどうか。

○農林水産課長（片山博文君）

お答えいたします。

あくまでも検討段階ではございますけれども、冷凍庫での検討をしており、冷蔵庫と冷凍庫の違いですけれども、どのくらいまで庫内を冷やせるかにあります。冷蔵庫においては約3度から10度が設定温度であり、冷凍庫につきましてはマイナス20度以下に設定できるため、より腐敗の防止や悪臭対策になり、施設の管理におきましても適当だと考えております。

以上でございます。

○3番（峰 正雄君）

冷蔵もいいですけど、夏場は冷凍じゃないとかなり悪臭とかそういったところも出てくると思いますので、冷凍で考えているということでもありますので、私もそっちのほうがいいんじゃないかなと思います。

2つ目、冷蔵と冷凍では、電気代とかいろんな施設代が違うと思うわけなんですけど、その辺は、検討段階ではあるとのことなんですけど、どういったふうな構想を立てておられるのか。

○農林水産課長（片山博文君）

お答えいたします。

施設代につきましては、冷凍庫には、冷蔵庫にはない基礎の部分におきまして、凍結等を防止するための資材等が多々加わるために高額になると考えております。

また、電気代におきましても、各種メーカーにより一概にこれだけの違いがありますということではお答えできませんけれども、消費電力につきましては冷凍庫のほうが高いということと考えております。

以上でございます。

○3番（峰 正雄君）

少し割高になっても、冷凍のほうで考えて、考えてみれば、長い目で見ればそういった施設が適当かなというふうに思うわけでございます。

続きまして、2番目の施設はどこに造るかの計画で、数か所、候補地を検討しているということでもありますけど、動物の死骸を集めて、臭いがするわけですから、その点を考慮していただき、数か所とありますけど、何か所でどこなのか、検討段階でありますので、簡単にこういうふうを考えているというところまで分かれば教えていただけないでしょうか。

○農林水産課長（片山博文君）

お答えいたします。

議員言われますとおり、動物の死骸等でございますので、臭い等や近隣住宅等を考慮して検討してまいりたいと思っております。

場所の選定につきましては、今現在、予算化もできておりませんので、現段階ではお答えができないということでございます。すいません。

○町長（永淵孝幸君）

補足をいたします。

前回、私も猟友会の総会にお招きを受けまして、行ってきました。そのとき、場所は、先ほど課長が言いますように、どうしても住宅から離れたような場所、しかしあえて今度は持ち運びが便利なところの場所というふうな話も聞いております。ですから、電気があり、水があり、そしてそこに持ってくるのにも容易に持ってこられるというような場所を、今3か所くらい検討しておりますけれども、まだいろいろな問題がありまして、関係者の協力を得たりとかそういうところまで至っておりませんので、今ここで場所を明らかにすることは不可能だなというふうに思っております。

しかし、猟友会の中でも話しましたけれども、前向きに、皆さん方が一生懸命捕っていたいて、埋設するために本当にやっておられるわけですから、そこら辺はできるだけ早く解決できるようなことで臨んでいきたいし、また場合によっては猟友会の力も借りなくてはならない場合もあるかもしれませんというようなお話までさせていただいております。

以上です。

○3番（峰 正雄君）

答えられないということでもありますけど、オレンジ海道より上なのか下ぐらいなのか、それはどうでしょうか。

○町長（永淵孝幸君）

先ほど言いましたように、オレンジ海道より上か下かというところ、まだそこら辺も、正直言って予算化もしておりませんし、そこら辺のところは、ある程度決まれば早めに予算措置をさせていただいて、私の考えでは、9月ぐらいには予算化をして、そして来年の春には稼働できるというような形で持っていきたいと考えておりますので、今、広域農道の上か下かと言われても、今ここでそこまで答えることができませんので、御了承いただきたいと思えます。

以上です。

沿線ということだけは考えてもらってもいいんじゃないかなと思いますけれども、これまたどうなるか分かりませんが。

以上です。

○3番（峰 正雄君）

分かりました。

それでは、3点目、どれくらいの規模を考えておられるかということです。幅が3.7、奥行きが1.8メートル、高さが2.7の冷凍庫で、50キロのイノシシ成獣が約13頭入る鉄缶が2個入る規模で考えているとのことですが、私が50キロで、四つんばいになれば、すいません、50キロではありませんでした、60でした、かなり大きいのかなと思いますけど、それが13頭入るサイズで考えてることですので、鉄缶のサイズはどれくらいなのか、分かれば教えていただきたいと思います。

○農林水産課長（片山博文君）

お答えいたします。

1つの鉄缶のサイズですが、約幅が約1.3メートル、奥行きが1メートル、高さが1.3メートルで考えております。

以上でございます。

○3番（峰 正雄君）

高さが1.3メートルということは、施設が2.7、かなり上のほうはぼんつくような感じになるわけです。そういう認識でよろしいでしょうか。

○農林水産課長（片山博文君）

議員お見込みのとおり、冷凍庫を設置した場合に、ある程度密集した部分ではなくて、幾らか余裕を持ってということで検討をしております。

以上でございます。

○3番（峰 正雄君）

それでは、その鉄缶のサイズでいくと、成獣が13頭ですから26頭入ることによろしいですかね。

○農林水産課長（片山博文君）

お答えいたします。

イノシシの搬入個体を約50キロで計算した場合に、2缶で26頭入る試算をしております。

以上でございます。

○3番（峰 正雄君）

それぐらい入れば、一度に捕れる月もあると思いますけど、どうにか収納できるサイズだというふうに認識をしております。

3番目の質問で、年間イノシシで900頭以上、小動物のアナグマ、アライグマ、もろもろ捕れるわけですが、これで賄い切れる施設であるのかです。秋には一度に何頭も捕れると思いますけど、どうでしょうか。

○農林水産課長（片山博文君）

お答えいたします。

議員お見込みのとおり、昨年度の実績を見ますと、令和5年度の実績頭数で、イノシシが948頭、捕っていただいております。その中で、一番多い月といたしまして、9月にイノシシを163頭と一番多く捕獲していただいております。また、1日の最大捕獲頭数に置き換えますと、成獣が16頭と幼獣が6頭を捕獲していただいた日がございます。その日の合計重量におきましても330キロで、重量を換算いたしますと、先ほど述べました1つの鉄缶のサイズで、約半分程度と見込んでおります。

現在、主なイノシシの捕獲方法といたしまして、箱わなで多く捕っていただいております。箱わなにおいては、成獣であっても年間の平均体重が約25キロとなっており、大型のイノシシは捕獲しにくいというような状況になっておりまして、そのような状況に加え、アナグマ、アライグマを加味しても、賄える規模と考えております。

以上でございます。

○3番（峰 正雄君）

賄えるということで、安心をしておりますけど、一番捕れるのが9月、これはイノシシに聞いたわけではございませんけど、農家の皆さんとかハンター、猟友会の皆さんに聞けば、水田、稲穂が出て実が入るまでを見て20日で計算すれば、8月10日から盆前、9月の頭からイノシシが動き出すというような話でございます。それから、稲を食べて、次に、デザートじゃないですけど、ミカンに今度は行くというような話でございました。早くこの施設ができるのを私は楽しみにしております。とにかくスピード感を持ってやっていただきたいと思っております。

それから、4番目、施設に持ち込んだ後の処理です。産業廃棄物業者に委託し、処分場まで運搬して焼却での処理を想定しているというようなことでございましたけど、運営代並びに費用など検証の余地があるということで、イノシシを資源として有効活用できないか、また解体処理後の販売等も含めて総合的に検討をするとのことですから、ぜひ少しでもお金になるようお願いをさせていただきたいと思っております。

まず、焼却はどこを考えておられるのかお尋ねいたします。

○農林水産課長（片山博文君）

お答えいたします。

焼却をお願いいたします産廃業者につきましては、現在、県内の実績等を勘案して検討していきたいと思っている次第でございます。

以上でございます。

○3番（峰 正雄君）

県内の産廃業者をお願いするということでもよろしいですね。

そしたら、この回収日というのは、大体どういうふうにご考えておられるのか。さっきの答弁では、捕れるときは1日でもかなり捕れるということでもありますので、頻繁に回収しないといけないときはあるわけなんですけど、それは捕れたときの出来高で来てもらうのか、その辺はどういうふうにご考えておられますか。

○農林水産課長（片山博文君）

お答えいたします。

回収の方法でございますけれども、今、議員言われましたとおり、捕れていない時期については、例えば毎週何曜日に決めて定期的に取りに来ていただくとか、また多数捕れる、先ほど言われた秋の時期につきましては、ある程度の1缶半数以上が埋まった場合につきましては電話連絡等を行い、次の日には取りに来ていただくとか、そういった方法を今後検討していきたいと思っております。

以上でございます。

○3番（峰 正雄君）

分かりました。

それでは、3点目の質問に移りますけど、施設に入れる際、軽トラでもいいですけど、車に積んで持ってこられるわけですけど、そこで、成獣になれば30キロ、40キロ、かなり重たいわけなんですけど、そういったのをどうやって鉄缶の中に入れるのか、重機等を使って入れるのか、その辺はどういうふうな方法で鉄缶に入れるのか、分かれば教えていただきたいと思えます。

○農林水産課長（片山博文君）

お答えいたします。

捕獲従事者の方が冷凍庫に持ってきていただいて、その鉄缶の中に搬入していただく手段につきましては、鉄缶の上の部分を変更して、軽トラックの荷台の高さに調節をいたしまして、荷台からそのまま投入できるようにというような形を考えております。

以上でございます。

○3番（峰 正雄君）

そういうふうにして投入できるということでもありますけど、じゃあ業者さんはどういった方法でそれを車に積まれるのか、分かれば教えていただきたいと思えます。

○農林水産課長（片山博文君）

お答えいたします。

業者につきましては、その鉄缶、非常に重量がございますので、リフト等を使って入れて

いくというような形になると思います。

以上でございます。

○3番（峰 正雄君）

分かりました。

とにかく、猟友会の皆さんまたハンターの皆さんは待ちに待っておられるような状況でございますので、一刻も早く、スピード感を持ってこの施設を造っていただきたいと思います。私は、この6月の議会で補正を組んでやってもらえるのかなと期待をしておったわけなんですけど、まだできていないということでもありますので、最後に、いつ頃できますか。よろしくをお願いします。

○町長（永淵孝幸君）

先ほども言いましたけども、この検討のずれているのは、有効活用したいという業者さんが見えた、このイノシシをですね。じゃあ、ただ処分するだけじゃなく、本当にどのくらいの料金的で買い取っていただくのかとかというところまでまだはっきり分かっておりません。そういったことが見えたというようなことで、ただ処分するだけじゃなくて、そういったところを含めて今検討しております。

しかし、先ほど言いましたように、いつまでも検討、検討でもいけませんので、頭数を猟友会の方に捕ってくださいとお願いしている以上は、労力軽減のためにも、一日も早くこういった施設を整備してあげて、そして頭数の確保に努めていただくということも必要でございますので、先ほど申しておりましたように、9月ぐらいの補正には何とか間に合うように対応していきたいなというふうなことは考えております。

以上です。

○3番（峰 正雄君）

本当にスピード感を持ってやっていただきたいと思います。

以上で有害鳥獣の件は終わらせていただきます。

続きまして、2点目、町道などの愛路日について質問をいたします。

太良町は、人口減少と高齢化で、区内の町道また農業の草払い等が年々問題になってきております。そこで、以下について質問をいたします。

中山間地域では、雑草だけでなく雑木が茂っている箇所も多々あります。また、地区の愛路日活動でできる範囲を超えているのが現状であります。これについて、町としてどう考えておられるのか。

2点目、近年は温暖化傾向で、雑草等の成長が早く、今までは年2回、草を払っておったわけなんですけど、地区ではさらにもう一回しないといけない状況である。これは、業者等に委託するなどして区の負担軽減を図ることはできないのか。

以上、2点質問をいたします。

○町長（永淵孝幸君）

峰議員の2点目、町道等の愛路日についてお答えいたします。

1番目の町としてどう考えているのかについてであります。町道の維持管理については、町民の皆様の御理解、御協力により良好な道路環境が維持できていることに感謝申し上げるところでございます。

愛路日活動については、草刈り機の届く範囲で実施していただき、高所の除草や高木の伐採につきましては、同意があった私有地も含めて町で実施しております。今後もこういったことで継続していきたいと考えております。

2番目の業者等に委託するなどして区民の負担軽減を図ることはできないかについてであります。人口減少や高齢化が進み、除草等の作業も人員が少なく、大変苦慮されていることは十分承知をいたしているところではあります。財政的な面から、全面的な業者委託は困難だと考えております。引き続き、道路環境を維持していくためには区民の皆さんの協力は難しいと考えておりますので、これ以上、区民の皆さんの負担増とならないよう、地域と協議しながら対応していきたいと思っておりますので、御理解と御協力をよろしく賜りますようお願いいたします。

以上です。

○3番（峰 正雄君）

2点目の、草刈り機の届く範囲で実施して、高所の除草や高木の伐採については、同意があった私有地を含めて町で実施している、今後も継続をしていくとのことで、非常にありがたいことでもあります。

こういった手続は、どうすればやってもらえるのか。単に払うて届かんけんそのままにしておけば、草が栄えてどうしようもないような状況でありますので、そういった手続というのはどうやってすればやってもらえるのか、お尋ねをいたします。

○建設課長（安本智樹君）

お答えします。

手続ということですが、各地区の区長さんのほうから、該当する土地の所有者の伐採同意書を要望書のほうにつけていただいで、役場のほうに提出をしていただいでおります。

以上でございます。

○3番（峰 正雄君）

これは、要望書を出してすぐにできるのか、それとも何件か出るまで待つてやっておられるのか、その辺はどうですか。

○建設課長（安本智樹君）

お答えします。

時期については、例年、伐採が、5年度で申しますと11件ぐらい各地区から要望が出ます。

最近は伐採の距離も長く、その分でなかなか限られた予算ですので、1年間を通して、例えば5年度に伐採の要望が出た分を6年度の予算で対応したりとか、その中でも現地を見て緊急性があるところは前倒しでしたりとかしながら調整をしているところでございます。

以上でございます。

○3番（峰 正雄君）

分かりました。

それでは、2点目、私有地で町内におられない方、また連絡が取れないところはどのようにするのか。木が大きくなるだけで、何か対策というものはあるのかお尋ねいたします。

○建設課長（安本智樹君）

お答えします。

議員言われるように、土地の所有者が分からないということで、事情は十分、分かるところでございますけども、町としても勝手には個人の土地の木の伐採等はできませんので、近隣の方に訪ねていただいて、何とか土地の所有者の同意をいただいてもらうしか現在のところ対策はないのかなと思っております。

以上でございます。

○3番（峰 正雄君）

まず、木ならいいんですけど、竹が道路のそばにあるのは、雨が降って風が吹いたら、道が通れないくらい倒れてくるわけですね。そういった場合は、了解は取らなくても切っ払いということによろしいでしょうか。

○建設課長（安本智樹君）

お答えします。

道路にもうかぶって倒れたりとか、雨だったり災害とかで道をふさいでいるので通れないという場合においては、急迫の事情ということで伐採することができますので、その分は町のほうに連絡をしていただければ対応したいと思っております。

以上でございます。

○3番（峰 正雄君）

それでは、次、2点目の質問をいたします。

財政的な面から業者委託は困難と考えているとのことでありましたけど、今すぐの話ではなく、将来的には考えていただきたいと思います。区民が毎日通る道路で、愛着のある道路ですし、区民の皆さんの力で管理するのが当たり前だとは思いますが、高齢化の波がすぐそこまで来ている現状でありますので、地区と協議しながら対応をしていただきたいと思います。

愛路日にこういった助成を行っておられるのか、お尋ねをいたします。

○建設課長（安本智樹君）

お答えします。

助成ということですが、年度当初に各地区の区長さんと町道愛路日委託契約を結んでおります。その後、各地区で、5月に実施されたり7月だったりとかまちまちなんですが、実施したことの実績報告書を区長さんのほうから提出をしてもらっております。事業年度終了後に、委託料として各地区のほうへ支払いを行っております。

以上でございます。

○3番（峰 正雄君）

それでは、この愛路日の補助を上げる考えはあるのかなのか、お尋ねをいたします。

○建設課長（安本智樹君）

お答えします。

助成を上げる考えはないかということですが、委託料につきましては、平成31年度に50万円を増額していただいて、現在200万円の予算計上を行っております。事実、数名の区長さんから委託料どうかというところで声をいただいておりますので、今後、上司とも相談をしながら検討をしていきたいと思っております。

以上でございます。

○町長（永淵孝幸君）

担当課長から今のような件は聞いております。燃料も上がった、それからいろいろな資材というか、例えば草刈り機の刃とかといったところも上がってきて、やはり部落としてもかなり厳しいというような話が上がってきておりますということを課長からも聞いておりますので、そこら辺については少し精査をした上で、前向きに、今の200万を幾らかでも増額できないかということで、うちの財政的な面を含めて検討しながら、委託料も上げていければなという思いもありますので、そこは今ここで、はい、上げますということは言えませんが、幾らかでも上げていくというようなことでは考えていきたいと、このように思っております。

以上です。

○3番（峰 正雄君）

31年に50万円上げたということでございます。それから世の中の流れといいますか物価、その辺でかなり金額が上がってきております。資材等もですね。そういう面で、今、町長の答弁で、上げる考えで思っているということでよろしいですね。

○町長（永淵孝幸君）

繰り返しになりますけれども、今、愛路日という形で区の方にもいろいろな道路整備についてお願いしているわけでありまして、そこら辺は町としても、お願いお願いだけじゃなくて、そこら辺は区民の方の負担にもならないような形でも考えなくてはいけないと、このように思っておりますので、そういった御理解でお願いしたいと思っております。

以上です。

○3番（峰 正雄君）

ありがとうございます。

それでは、3番目、中山間地、山と平地、里では、出日の仕事の内容が違うと思うわけですよね。その辺の差は、どういった差をつけておられるのか。下のほうに行ったらほぼ草は生えていない、そういう状況であります。山に行けば草が生い茂っている状態でありますので、その辺はどういった判断をされておられるのか。

○建設課長（安本智樹君）

お答えします。

議員言われるように、山間地に行けばのり面等が長かったり、下に行けば平地であり草はないということも承知しておりますけども、下のほうでは道路の側溝の清掃だったりもしていただいておりますし、現在、事業年度終了後に委託料として支払いをしておりますけども、委託料の中で、均等割と作業延長割、機械を使ってされたところについては機械延長割として3つの区分をさせていただいて、委託料として支払いを地区のほうにしている状況でございます。

以上でございます。

○3番（峰 正雄君）

分かりました。

これは通告はしておりませんでしたけど、草刈り機を使って作業をすれば、おのずと事故等もあると思うわけなんですけど、小さな事故とか、草払い機でけがをされたというふうなことがあるのか、そういった場合、保険のほうは町としてどうされておるのか質問いたします。

○建設課長（安本智樹君）

お答えします。

昨年度も、ある地区のところでチェーンソーが跳ねて左手小指の爪を負傷したとか、報告が上がってきております。その際には、全国町村会総合賠償補償保険のほうで対応をさせていただいております。

以上でございます。

○3番（峰 正雄君）

地元がおのずと保険にかかっておりますけど、町としてもそういうバックアップをしていただければ、なお安心して作業ができるのかなと思うわけでございます。

少し早くなりましたけど、これで私の質問を終わりたいと思います。どうもありがとうございました。

○議長（江口孝二君）

これで6番通告者の質問が終わりました。

これで一般質問を終了します。

これをもって本日の議事日程を終了しましたので、これにて散会いたします。

午前11時26分 散会

以上の会議の次第は、職員の記載したものであるが、その内容の正確であることを証するためここに署名する。

令和 年 月 日

議 長 江 口 孝 二

署名議員 竹 下 泰 信

署名議員 田 川 浩

署名議員 所 賀 廣